

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策に係る東北大学課外活動ガイドライン

令和2年5月25日には改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全面解除され、新しい生活様式での社会活動の再開が始まりつつあります。これをうけて、本学でもBCPレベルが1に引き下げられることとなりました。

これに伴い、学生の健康確保を第一に考えたうえで、東北大学課外活動ガイドラインに沿った活動の再開を認めることとしますが、急激な人の移動や、いわゆる「3密」の環境が構築されることにより、クラスターを発生させることは絶対に避けなければなりません。そのため、屋外・屋内それぞれの活動について、段階的に活動の幅を広げていく必要があります。

また、施設ごとに別紙の通り使用ルールを定めます。施設使用ごとに定められた【段階別活動内容】に沿って使用ルールが変化しますので、必ず確認するようにしてください。また、Step 3までの各段階については、感染拡大状況を見ながら原則4～6週間ごとを目安に変動させる予定です。Step 4への移行時期については別途検討します。各ステップの移行について、前回のステップ移行から3週間後を目安に通知します。

この他に、下記【留意事項】についても遵守する必要がありますので、併せて確認してください。

各団体に所属する学生諸君においては、文化系、運動系を問わず、本ガイドラインの該当部分を遵守し、感染拡大防止に十分に配慮して活動してください。また各団体顧問教員各位におかれては、本ガイドラインの内容を学生諸君に周知し、遵守させるようご指導のほどよろしくお願いいたします。

なお、部局ごとに独自の課外活動に関する指針が出ている場合は、それぞれで定められている項目を比較し、制限の厳しい方に従うようにしてください。また、状況に応じて本ガイドラインは見直され、感染者が増加する傾向がみられた場合は、再度課外活動の制限を求めることもありますので、あらかじめご了承ください。

【留意事項】

Step 1 から Step 4 においては以下の事項に留意し、感染防止対策に細心の注意を払いながら活動を行うこと。

1. 全団体共通の注意事項

- 1) 競技によっては、競技連盟等によりそれぞれの競技・活動内容の特性に合わせたガイドラインが定められているので、その場合は「東北大学課外活動ガイドライン」を守りつつ適宜該当するガイドラインを遵守すること。

2) 学生本人の意思を尊重して、活動への参加を自主的に決めるように促すこと。また同居家族等に重症化しやすい方がいる場合等を想定して、保護者に対しては、学生を通じて意思確認するなど、各団体において適切と思われる手段を用いて同意を得ること。

*活動に参加しない学生が今後不利益を被らないよう配慮すること。

3) 各自健康観察を徹底し毎日記録を残すこと(体温、咳や喉の痛み、倦怠感・呼吸困難、及び味覚・嗅覚異常、鼻水、筋肉痛、頭痛、下痢嘔吐の有無)。また、以下の条件に一つでも当てはまる者は、絶対に活動をおこなわないこと。

○直近 14 日間以内に、発熱等の風邪症状が現れた者。

○日本入国後、14 日間が経過していない者。

○新型コロナウイルス感染症陽性患者の濃厚接触者と判定されてから 14 日間が経過していない者。

○PCR 検査を受けてから 14 日間が経過していない者。

4) 部室への滞在は、荷物の出し入れ等の最小限にとどめること。

5) 団体活動再開後は、各団体で当日の参加学生と活動内容を記録しておくこと。

6) 県外施設の利用はおこなわないこと。

7) 合宿等はおこなわないこと。

8) 他団体との接触を伴う活動(大会、練習試合、合同練習、発表会等)はおこなわないこと。

9) 学外の指導者による指導は、オンラインのみでおこなうこと。

10) 飲食を伴う懇親会等はおこなわないこと。

11) 各団体の具体的な対応にあたっては、顧問教員の助言や指導を適宜求めること。

12) 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者が発生した場合、添付のフロー図に従い、宮城県・仙台市コールセンター及び各部局担当係に報告すること。併せて、上記報告をおこなった旨を学生支援課に連絡すること。

- 13) 厚生労働省の開発した、新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)を利用すること。

2. 感染防止対策について

- 1) 活動に際しては、マスクの活用、手洗い・うがいの励行、換気、身体的距離の確保などの感染防止対策を可能な限り講じ、たとえ屋外での活動であっても、密集・密接となる状況を避けること。また活動中だけではなく、活動場所への移動の際も感染防止対策を徹底すること。
- 2) 活動時間は、可能な限り短時間とすること。
- 3) 対面や接触を伴う活動には細心の注意を払うこと。
- 4) 近距離や対面での大きな発声は控えること。
- 5) 物品の不用意な共有は避けること。また、道具を共有する場合は、使用の前後に消毒を行うこと。必要最低限の消毒液は大学で用意するが、不足する分については各自で用意すること。
- 6) 運動不足やマスクの装着により、熱中症のリスクが例年より高くなることが予想されているため、コロナ対策に加えて熱中症対策にも細心の注意をはらうこと。

(参考) スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について
(日本スポーツ協会作成；令和2年5月25日掲載)

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4164>

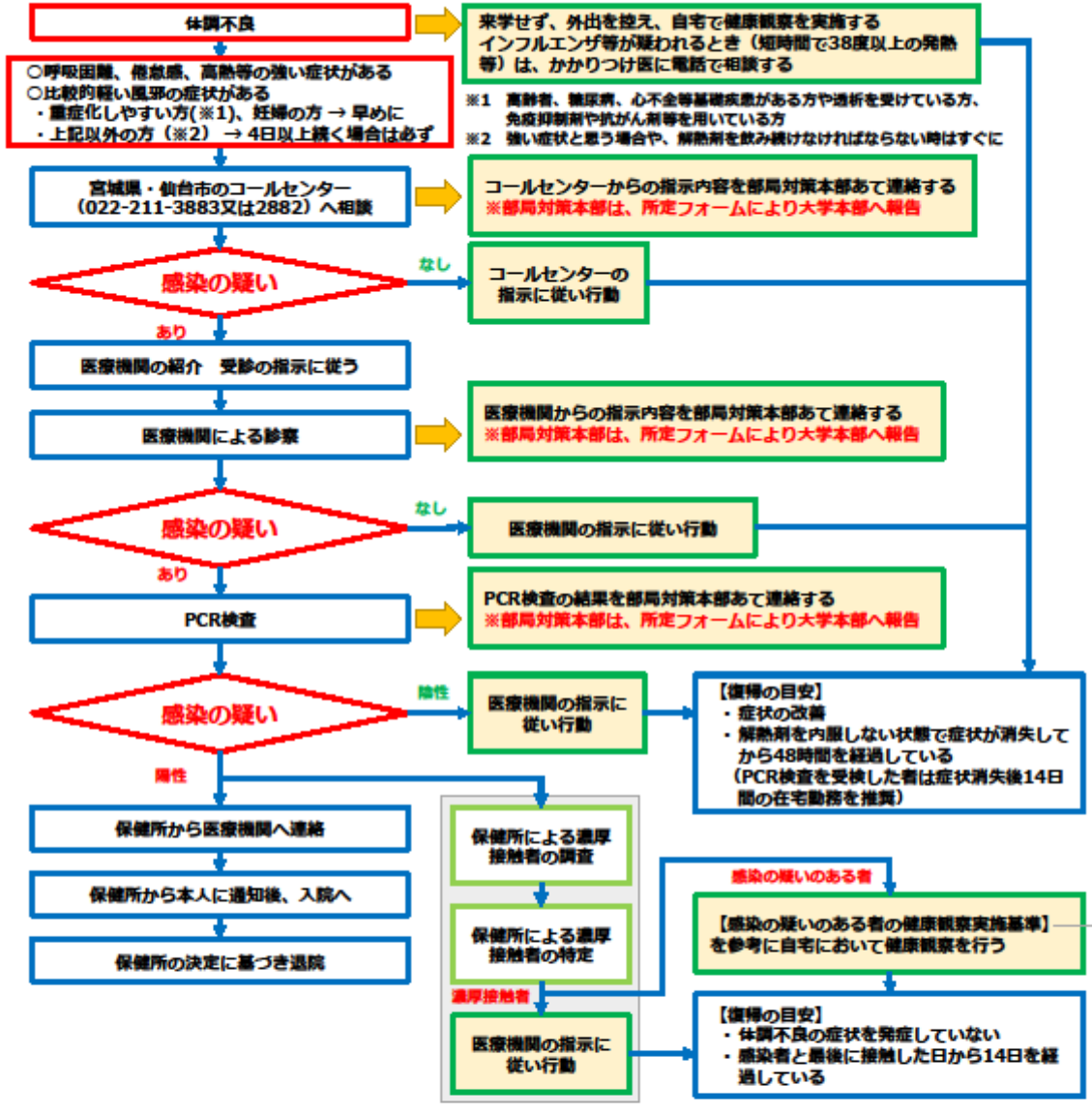
3. 屋内施設の利用について

- 1) 立ち入る関係者の人数を減らすことでソーシャルディスタンスを可能な限り確保するとともに、換気を徹底することで密閉・密集・密接を避けること。
- 2) 立ち入り者相互の会話は最小限とすること。また、会話が必要な場合、マスクを着用すること。
- 3) 更衣室の利用についてはおこなわず、自宅で着替えること。

4.新歓活動について

- 1) オンライン上での新歓活動については、今まで通り認める。また団体活動再開後は、下記に挙げる内容に限りオフラインでの新歓活動を認める。
 - 各種感染対策を施し、また十分に距離を取ったうえで、練習や活動を見学させること。
 - 立て看板／掲示物の設置（*対面でのビラ配りは不可）。

新型コロナウイルス感染症対策（体調不良者対応等）フロー図



【感染の疑いのある者の健康観察実施基準】
 以下に示す状況に該当する場合は、自宅で健康観察を実施すること

- ・感染者と濃厚接触（※1）が疑われる場合
 - ※1：感染者の症状が出る2日前から接触した者のうち、必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度）で15分以上接触があった場合
- ・感染者が発生した空間（同室内）に、感染者が滞在した日に15分以上滞在している場合（密閉された空間なら15分未満でも不可）
- ・感染者が発生した建物に、感染者が滞在した日に15分未満滞在しており共有物品（※2）を利用している場合
- ・感染者が発生した空間（同室内）に、感染者が滞在していた日以降に、15分未満滞在しており共有物品（※2）を利用している場合

※2：PC、テーブル、ソファ、ポット、冷蔵庫、リモコン等

各部局対策本部は、体調不良者等から連絡があった内容を安全衛生管理係へ「新型コロナウイルス感染症報告フォーム」で報告する

【フロー図に関する連絡先】
 人事企画部人事労務課 安全衛生管理係
anzen@orp.tohoku.ac.jp